

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月27日

北海道後期高齢者医療広域連合長

丸 端



## 北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を  
改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年  
北海道後期高齢者医療広域連合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中「軽減分」を「軽減のための財源」に改め、同条第2号中「平成20年度  
における」を「前号に規定する」に改め、同条に次の1号を加える。

- (6) 平成21年度における後期高齢者医療条例附則第13条の規定による被保険者  
均等割額の軽減のための財源に充てる場合

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高  
齢者医療制度臨時特例基金条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。